

➤ 発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書 審議結果概要(2回目審議:令和5年9月20日開催)

は前回(第4回)審議会後の追加回答

項目	No.	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者回答の概要
大気質	1	秋山委員	質問	新旧炉重複 運転時のBG 値の取扱い	前回(第3回)審議会の際に意見させていただいたが、バックグラウンド値は既に現在の炉の稼働を含んだものとなっているので、考え方としては新しい炉も含めた両方の影響があるというような判断でよろしいか。	ご指摘のとおり、バックグラウンド値に現在の炉の影響が含まれており、それにオンする形で評価しています。以前の、駒岡清掃工場更新事業に係る環境影響評価の際と同様、現段階においてはそのような評価となっています。
	2	秋山委員	意見	工事に伴う 二酸化窒素 等の評価	前回(第3回)審議会の際に意見させていただいたが、方法書以降については、窒素酸化物等、新たに発生する工事の影響などについて評価を行っていたきたい。	工事の重機や車両の条件を詳しく決定すれば計算可能なことから、工事計画と併せて実施する方向で検討させていただきたいと考えています。
	3	秋山委員	質問	短期高濃度 評価の不安 定時の計算 について	安定度の選定の中で、大気安定度がAという評価を行っている。配慮書5-8ページの安定度の計算については、他の大気が非常に安定な時も含めて計算したのか、どのように安定度の条件を選定したのか教えていただきたい。	複数の不安定な気象条件について計算し、最大濃度となる結果を報告しております。安定度と風速の組合せは、Pasquill 安定度表で決まります。今回は弱風条件が高濃度になるケースとなり、安定度A・風速1.0m/sの条件で最大濃度となっております。
	4	秋山委員	質問	逆転層発生 時等の安定 度の計算に ついて	安定度の計算について、今後の方法書段階等での計算の時に、例えば、上空の方に逆転層が発生し下層が不安定となるなど、そのような細かい設定も考えているのか教えていただきたい。	ご指摘のとおり、上層逆転層の発生時とフュミゲーションと言われる崩壊時の二つの条件は計算する必要があるものと考えています。一番問題となるのは逆転層の高さの設定で、逆転層に係る高層気象を実測すべきなのか、それとも、札幌管区気象台のデータを使用すべきかについてですが、この点につきましては、方法書段階においてご意見いただき、準備書段階で評価を実施していきたいと考えています。
騒音・ 振動	5	高橋委員	意見	炉の稼働に 伴う騒音・振 動の影響の 評価	焼却炉の稼働に伴う騒音及び振動の影響について、A案とB案で影響を評価していただいている。他の環境項目もあるため、単に騒音・振動のみから判断することにはならないと思うが、周辺の住宅に対してより影響の少ない案となるようにしていただきたい。なお、配慮書段階での騒音、振動についてはしっかりやっていたのではないかと考えている。	実際は、設備の音源を数値で設定し、周辺への伝搬の経路をしっかりと選定しての騒音計算を最終目標としておりますけれども、現段階では、レイアウトの簡単な比較という形で評価をしております。今後、方法書段階以降では計画に沿った詳しい計算を行いたいと考えております。
景観	6	片山委員	意見	モニタージュ 写真での比 較について	今回の配慮書において、ピフォーアフターのモニタージュ写真を何枚も載せていただいているが、ピフォーと比較して大きく変わるところはなく、特に問題ないと考えている。	
事業計画	7	奈良委員	質問	配置案につ いて(市道北 発寒98号線 の廃止につ いて)	配慮書2-10ページにA案及びB案が記載されているが、どちらも現在の事務所と市道を事業予定地としている。この市道について、ここが通れなくなることで周りに人に対する影響はないのか。今、この広い敷地の真ん中にあるパイパスがなくなると、かなり遠回りすることになると思うので、どのぐらいの方が不自由になるのかなということが気になった。	当該市道については、道路管理者とも協議を進めておりますが、地域の一部の方しか通らないところであり、影響はほとんどないだろうということです。また、路上駐車が結構多い道路のようで、以前、路上駐車を止めてほしいといった話も道路管理者にあったようです。このようなことも踏まえ、道路管理者とも調整した上で、廃止する方向で進めております。

▶ 発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書 審議結果概要(1回目審議:令和5年7月31日開催)

は第3回審議会後の追加回答

項目	No.	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者回答の概要
事業計画	1	坪田会長	質問	札幌市分の処理能力が減少している主な要因	現在の発寒清掃工場(以下「現工場」という。)における札幌市分の処理能力600トン/日が、更新後の発寒清掃工場(以下「新工場」という。)では560トン/日に減少しているが、どのようなことが一番の要因となっているのか。	札幌市では平成30年に「新スリムシティさつぽろ計画」を策定しごみの減量に努めているところであり、同計画の目標年度である令和9年度を考慮して処理能力を設定しています。例えば、廃石膏ボードも以前は本市の施設において受け入れていたが、受入れを止め民間でリサイクルをするようになりました。また、全国的に生ごみを原料としてバイオマス発電を行う技術もありますが、新工場は敷地が狭く、それが難しいこともあることから、人口減少を考慮して処理能力を設定しています。なお、今年で同計画の中間期の5年目ですが、当初の計画より減少してはませんが、減少傾向ではあるため、その目標に向けてごみの減量に努めている状況です。
	2	坪田会長	質問	隣接する破碎工場との関係	今回の新工場は破碎工場の隣に建設されるとのことだが、隣同士になることによるメリット又はデメリットがあれば教えていただきたい。	駒岡清掃工場であれば破碎したごみをコンベアーで運ぶような連携がされているが、本事業では、これまでと同様、破碎した残渣はトラックに積んで新工場に運搬することになるため、多少距離が近くなるといった利点のほか、新工場から破碎工場へ防爆用の蒸気や電力などのエネルギーを供給し、有効活用を行っており、地下で共同溝の接続や配管などを敷設しているため、隣接する方が距離を短くできる利点があります。
	3	渡部副会長	質問	施設更新に伴う焼却炉の性能の変化	今回、新しい焼却施設に更新することによって、焼却炉自体の性能がよくなるということが計画の中に示されれば、周辺への環境への影響ともリンクしたこととして理解が深まるのではないかと考えているが、焼却炉の性能がどのように変わるのか教えていただきたい。	焼却炉は、現在全国的な流れで高温高压が主流となっています。発電量としては、現工場は1日当たり6000トンを燃やして、ごみの熱量を有効利用して定格で約5,000キロワットを発電しています。 現在建設中の新駒岡清掃工場は高温高压ボイラーを採用しており、同じ1日当たり6000トンであります。定格で1万6,800キロワットの発電を予定しています。電力をCO ₂ に換算すると、CO ₂ も相当程度削減されるものと考えています。また、駒岡清掃工場では、真駒内地区に地域暖房がありますので、そちらに熱を送っていますが、新工場の場合は、周辺にそのような施設がないことから、発電に特化し可能な限りごみの熱を有効利用しようと考えてますが、基本計画で余熱利用についても検討していきたいと考えています。
	4	北岡委員	質問	処理能力増加に伴う建屋規模等への影響	現工場の処理能力は1日当たり600トンであるが、新工場は広域処理に伴い処理能力が40トン増加する。処理能力が増加することで環境に与える影響が今よりも大きくなるとか、建屋の規模が今より大きくなるといったことは生じないのか。	処理能力の増加により建屋が大きくなることはなく、現在の建屋と同程度の規模ではないかと想定しております。今回、かなり狭い土地に建設しなければならないが、現工場は今から31年前の平成4年に建設されたプラントであるため、技術の進歩も含めて、処理能力が640トン/日になっても建屋自体は大きくすることなく建設できるのではないかと考えています。 今後の基本計画の中で実際の配置やレイアウトを含めて検討していきます。
大気質	5	秋山委員	意見・質問	既設及び新設炉の重複稼働期間の有無、工事中における窒素酸化物の追加	今回の配慮書において大気質に関する評価内容自体は妥当なものと考えており、今後、方法書段階以降で詳細が決まっていくものと思われる。 工事終了後、既設と新設の炉の稼働の重複があるのか、重複した運転があるのであれば、重複した形での評価を行っていただきたい。 また、配慮書の4-3ページの選定項目の表において、方法書以降で検討する内容として、大気質では、工事中の建設機械の稼働・車両運行に伴う粉じん等や供用開始後の廃棄物の搬出入に伴う窒素酸化物に係る項目があるが、近隣にも住宅等があるという点から踏まえると、工事中においても稼働の機械と車両の台数等にも影響すると考えられることから、窒素酸化物等も評価の対象に加えてはどうか。	新工場の試運転期間のみ数か月程度、並行稼働の可能性はあるものの、新工場がしゅん工し、正式稼働後は、現工場の稼働を止める予定であるため、並行して稼働することは考えていません。 工事中の二酸化窒素等について、主に建設機械等から発生するものと考えられ、札幌市環境影響評価条例に基づく技術指針では項目となっていないものの、ご指摘のとおり必要な項目ということであれば、調査、予測及び評価を含めて実施することは十分可能でございますので、今後の手続において評価が必要と判断された場合には、実施させていただきたいと思っております。